

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社J-MAX		コード	3422
提出日	2023/5/30	異動（予定）日	2023/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	竹内 治彦	社外取締役	○														○		有
2	柳澤 民紀	社外取締役	○														○		有
3	大倉 睦美	社外取締役	○														○		有
4	須長 敏彦	社外監査役	○							△									有
5	水谷 博之	社外監査役	○														○		有
6	澁谷 英司	社外監査役	○											△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	竹内治彦氏は、長年にわたり大学の教授を務めるとともに、地域社会において多岐にわたる社会活動を推進するなど専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
2	該当なし	柳澤民紀氏は、製造業の経営に長年携わっており、モノづくりに関する高い見識や会社経営における豊富な経験を有しており、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
3	該当なし	大倉睦美氏は、会社経営に関与したことはありませんが、医学・医療に精通し、専門的で豊富な見識や幅広い経験を有しており、特に、社会、健康、医療、環境及び女性からの視点により、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
4	須長敏彦氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）に業務執行者として勤務しておりましたが、2012年5月末に同行を退任しており、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を満たしております。	須長敏彦氏は、金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する高度な知見に加え、経営における豊富な見識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
5	該当なし	水谷博之氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映し、その職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
6	澁谷英司氏は、かつて当社の会計監査人であった等松・青木監査法人（現：有限責任監査法人トーマツ）において代表社員を務めておりましたが、2018年7月に同監査法人を退職しており、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を満たしております。	澁谷英司氏は、公認会計士としての経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的知見から、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。